

～水道料金が改正されます～

(平均世帯で1カ月600円程度値上げ)

12月の市議会において、都留市水道給水条例改正案が、可決されました。
これにより本年5月1日以降の検針分から水道料金が改定されます。

都留市の水道は大正12年2月に旧谷村町に給水を開始してから82年が経過しました。この間、日常生活に欠かすことのできない生活用水供給のため、計9回の拡張事業を実施し、「より安全で、おいしい水の供給」、「災害に強い施設の整備」、「緊急時における給水確保」を図り、水道事業を行ってまいりました。

水道利用者の皆さんの影響をできるだけ軽減するため、冬の凍結防止のための使用量の多い時期をさけ、5月1日検針分から施行します。

料金改定の時期

現行の水道料金は、平成11年の料金見直しにより決められたもので、財政計画によると平成14年度は改定時期でありましたが、景気低迷の状況下での水道利用者の負担増を考慮し、経費を抑制し料金改定をしないで現在に至っています。

しかし、経済状況の変化やライフスタイルの変化など使用水量の低下による収益の減少などから、給水原価(水を作るのにかかる費用)が給水単価(水を供給して皆さんから得る収益)を上回っている状況です。

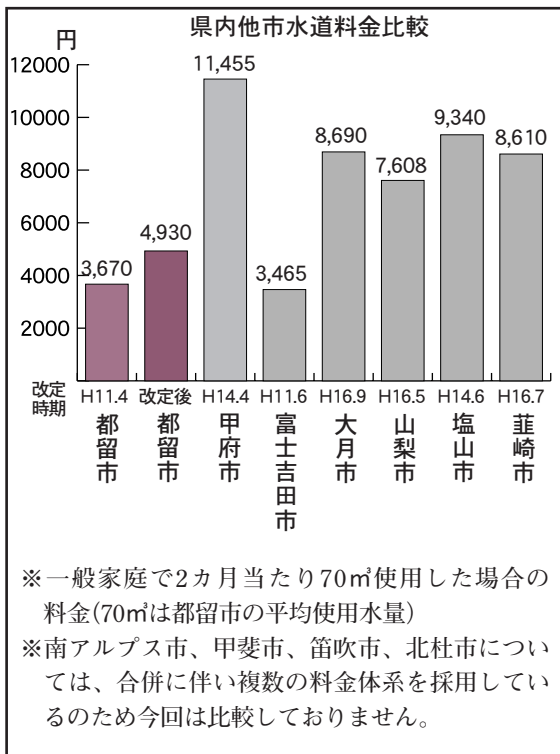
また、老朽化した施設の改良や維持管理費の発生が予想されます。以上の状況を踏まえ、今後とも健全な水道事業の運営をしていくために、水道料金を改定し、財政収支のバランスを保持するものです。

水道料金改定の理由

県内他市との比較

より豊かで活力あるまちづくりをしていくため、やむを得ず適正な料金改定をさせていただくことになりました。

今後も安全でおいしい水の安定供給を行い、水道利用者の皆さんの信頼に応えていけるよう、一層の企業運営に努めてまいりますので、今回の水道料金改定について市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



問合せ 水道課 業務担当

改定料金表

現行の水道料金は、全国で10番目の安さです。今回の改定により20番前後の料金となる見込みです。

現行水道料金表 (料金算定後10円未満切捨) 2カ月当たり(税込)

区分 口径	基本料金	水量料金(1㎡につき)		
	[メーター使用料、20㎡含む] ()は1カ月当たり、10㎡含む	21~100㎡ (11~50㎡)	101~200㎡ (51~100㎡)	201㎡以上 (101㎡以上)
13mm	1,050円 (525円)	52円50銭	63円	84円
20mm	1,575円 (787円50銭)			
25mm	2,625円 (1,312円50銭)			
40mm	3,150円 (1,575円)			
50mm	6,300円 (3,150円)			
75mm	10,500円 (5,250円)			
100mm	21,000円 (10,500円)			

浴場については、口径別基本料金+水量料金[26円25銭/㎡]とする。

臨時については、口径別基本料金+水量料金[84円/㎡]とする。



改定水道料金表 (料金算定後10円未満切捨) 2カ月当たり(税込)

区分 口径	基本料金	水量料金(1㎡につき)		
	[メーター使用料、20㎡含む] ()は1カ月当たり、10㎡含む	21~100㎡ (11~50㎡)	101~200㎡ (51~100㎡)	201㎡以上 (101㎡以上)
13mm	1,260円 (630円)	73円50銭	94円50銭	105円
20mm	1,890円 (945円)			
25mm	3,150円 (1,575円)			
40mm	3,780円 (1,890円)			
50mm	8,400円 (4,200円)			
75mm	14,700円 (7,350円)			
100mm	25,200円 (12,600円)			

浴場については、口径別基本料金+水量料金[26円25銭/㎡]とする。

臨時については、口径別基本料金+水量料金[105円/㎡]とする。